５）開口部

【断熱性能】熱貫流率（　　W／（㎡・K））

【日射遮蔽性能】

□開口部の日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□付属部材

□ひさし、軒等

６）構造熱橋部

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】断熱補強の範囲（　　㎜）　　断熱補強の熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

⑵　一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備（　　）

効率（　　）

【冷房】冷房設備（　　）

効率（　　）

【換気】換気設備（　　）

効率（　　）

【照明】照明設備（　　）

【給湯】給湯設備（　　）

効率（　　）

２．備考

（注意）

１．１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

２．１欄の⑴の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

３．１欄の⑴の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

４．１欄の⑴の３）及び４）における㋑及び㋺の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

５．１欄の⑴の５）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

６．１欄の⑴の５）の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の地域の区分をいう。）のうち８の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。